

被保護者が居所不明となった場合の 生活保護の停廃止に係る通知方法の 明確化

令和3年7月9日
仙台市

1. 被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止

○生活保護の停止または廃止は、書面で被保護者に送達しなければ、その効力が生じない。（生活保護法第26条）

➡ 被保護者が居所不明等の場合の取扱いについて、
国からは明確に示されていない。

○方法として公示送達が考えられるが、生活保護関連法令には公示送達に関する規定がない。

➡ 公示送達の一般規定である民法第98条に基づいて
行うことが考えられる。

【生活保護法】

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）

2. 支障事例（民法の規定による公示送達の手続き）

- 裁判所の掲示場に掲載しなければならないため、裁判所への申立て等多大な労力を要する。
- 生活保護の停廃止に係る決定の効力は、被保護者に書面で通知しなければ生じないため、公示送達が遅れると、停廃止が確定しない状態が継続することとなる。

【令和元年度 仙台市事例】
失踪による廃止件数計31件のうち、公示送達が実施できたのはうち2件のみであり、いずれも資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。本来ならば全件において公示送達を実施すべきだが、事務負担等が大きく困難である。

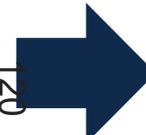
【民法】

- 第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。
- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
 - 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。
 - 4 (以下省略)

3. 地方税法の規定による公示送達

○地方税法には公示送達の規定がある。

- ・ 裁判所の掲示場ではなく、地方団体の掲示場に掲示して行うこととされており、裁判所への申立て等の手続きが不要。
- ・ 民法の規定による公示送達の掲示期間は2週間であるのに対して、地方税法の規定による公示送達の掲示期間は7日間のみ。

 地方税法では、規定が設けられていることにより、効率的な公示送達の実施が可能となっている。

【地方税法】

第二十条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

4. 求める措置と見直しによる効果

【求める措置】

- 被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化すること。
- 公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること（これが困難な場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと）。



【見直しによる効果】

- 取扱いが明確化され、地方公共団体間での事務の統一が図られる。
- 地方税法と同様の規定を設けることで、裁判所の許可等が不要となり、効率的に公示送達を実施することができる。
- 被保護者失踪後も保護費を支払わなければならないという事態を防止することができる。

国民健康保険等の一部負担金に係る申請を不要とする見直し

令和3年7月9日
春日井市

制度説明

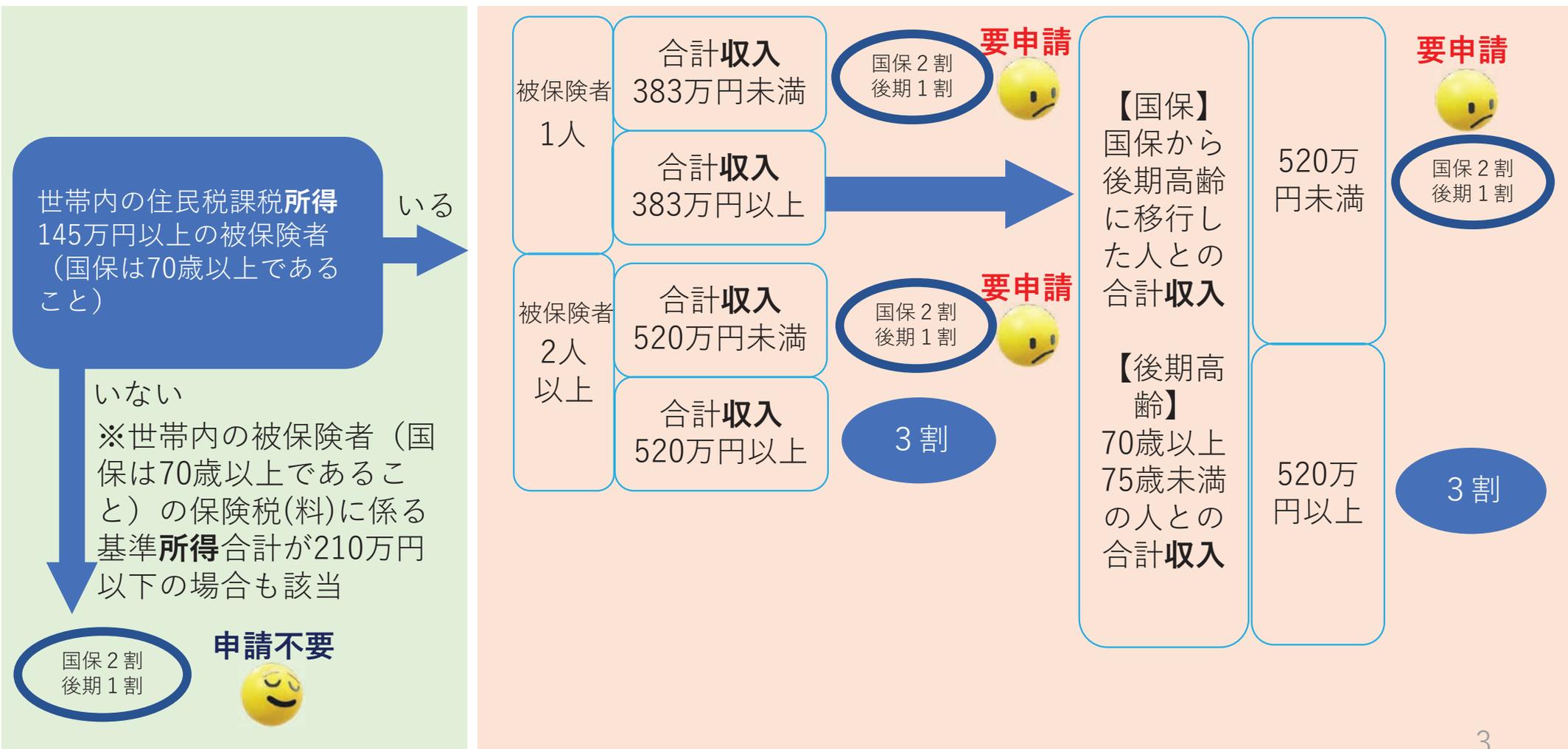
自己負担割合

病院での診療の費用は健康保険（保険者）が負担する部分と患者（被保険者）が負担する部分があるが、そのうち、患者が負担する部分の割合。一部負担金とは、当該割合分の支払い金額のことを指す。

- 70歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の自己負担割合は、前年の住民税課税所得に基づき、保険者が判定して決定する。
（国民健康保険 **3割**／2割、後期高齢者医療 **3割**／1割）
➡ **決定に際して被保険者等の申請は不要。**
- 上記判定の結果、**3割**となった場合でも、**前年の収入**による再判定の結果によっては、負担割合が軽減する場合がある。
➡ **この決定に際しては、被保険者等の**申請が必要**。**

判定方法 (同一世帯内に国保と後期高齢の被保険者がいる場合、それぞれの保険で判定する)

124



事務内容

8月1日

	5月	6月			7月		
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
国民健康保険			市外からの転入者の収入等を1月1日時点住所地へ照会	課税データより対象者を抽出。該当者に案内、申請書を送付	提出された申請書の記入漏れなどをチェックしシステムに入力	被保険者証を印刷、差替え	発送。遅れた申請分の個別送付、旧区分の証の返送依頼
後期高齢者医療	課税データより対象者を抽出。該当者に案内、申請書を送付	提出された申請書の記入漏れなどをチェックしシステムに入力	市外からの転入者の収入等を1月1日時点住所地へ照会、追加処理		被保険者証を印刷、差替え	発送	遅れた申請分の個別送付、旧区分の証の返送依頼

	自己負担割合軽減対象者を抽出するために、データ確認が必要となる総数	うち負担割合変更対象者（一斉更新時）
国民健康保険	約1万4千件 高齢受給者証総数（70歳以上の被保険者数）	約40件
後期高齢者医療	約4万3千件 保険証総数（全被保険者数）	約400件

作業時間

事務内容	件数	1件当たりの作業時間	
		従来	申請不要とした場合
勸奨通知の発送	対象者のデータ抽出＋チェック	57,000 (全件で30分)	
	申請書の印刷＋チェック	440	5分
	申請書、案内の封入＋チェック＋発送	440	2分
申請受付処理	返送された申請書の確認、入力＋チェック	410	3分
証作成・発送準備	証印刷＋チェック	410	1分
	証封入＋チェック	410	1分
	差替え＋チェック	410	1分
証発送		—	
合計		13分	約8割減 → 2分

※上記は一斉更新時の作業であり、以降も定期的に被保険者の収入状況等を確認し、該当の場合は同様の作業が生じる。

申請を不要とした場合、1件あたり約8割の作業時間の削減効果が期待できる

支障事例



被保険者

- ・ 軽減の適用を受けるための条件が複雑であり、自身が対象かどうか判断しづらい。
- ・ 申請のあった翌月から負担割合の変更を行うこととなるため、被保険者の申請遅れ等により、本来軽減されるはずの医療費が軽減されず、不利益となる。毎年30件程度は未申請が発生している。
- ・ 高齢者にとって、申請を行うことそのものが大きな負担となる。



市

- ・ 条件が複雑であるため、実態として市区町村等から被保険者への勧奨ありきの制度となっている。また判定に必要な情報は市で把握しており、申請が形だけのものとなっている。
- ・ 収入額を基に判定を行い、対象者に勧奨通知を送付しているが、申請のない者には電話で再度勧奨を行うなど、時間も手間も要す。
- ・ 限られた期間で勧奨通知・申請の受付処理等を行う必要があり、事務ミスを招く恐れがある。

求める措置

70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る自己負担割合の軽減について、申請によるのではなく、市区町村において把握している収入情報に基づき行うことを可能とする。

効果

被保険者

- ・ **自己負担割合の軽減**対象者に該当しているにもかかわらず、申請遅れや未申請により高い負担割合で受診しなければならないことを防げる。
- ・ 申請手続きの手間が省ける。

市

- ・ 年度初めの繁忙期において、勧奨通知の発送（作業時間計51時間）、及び申請受付処理（計20時間）、差替え（計7時間）といった事務を削減することができる。
（1件当たり作業時間13分→2分）
また、一斉更新時以降、該当者がいた場合は同様の事務を要するが、同じように作業時間の削減を図ることができる。
- ・ 上記事務を削減することにより、収入による判定及び被保険者証の印刷・差し替え・送付といった事務により時間をかけることができ、正確に行うことができる。